

議案第89号

物 品 購 入 の 件

下記のとおり物品を購入することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 購入の目的 国のGIGAスクール構想に基づき、児童用タブレット端末を更新し、ICT教育の充実を図る。
- 2 購入物品名 タブレット端末機器（iPadOS）一式
- 3 購入金額 一金 120,639,640円也
（うち消費税額及び地方消費税額 10,967,240円）
- 4 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 購入物品の規格 iPad（A16） 2,252台
- 6 購入の相手方 山口市小郡御幸町6番35号
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
山口支社
支社長 友 定 裕 史

議案第八十二号

宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件

宇部市人権尊重のまちづくり条例を次のように定める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市人権尊重のまちづくり条例

人権は、すべての人が生まれながらにして持つ、誰もが幸福に生活するために必要な権利であり、この基本的人権の保障は日本国憲法に明記されています。

本市においては、「人間が尊重される都市づくり」という市民宣言のもと、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、相互に認め合える共生社会の構築を目指して、人権教育及び啓発に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、今日においてもなお、人権に関する社会的課題は数多く存在し、子どもや高齢者に対するいじめや虐待、障害者や外国人、感染症患者に対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷など、多様な形態の人権侵害が見受けられます。

これらの課題を解決していくために、私たちは、個人の価値観が多様化する中にあっても、互いを思いやる心を育み、各々の個性を認め合い、そして互いの人権を尊重していかなければなりません。

そこで、本市は、差別、暴力、虐待その他の人権侵害を許さないという決意のもと、市民一人ひとりが、互いの多様性について認識を深め、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をなくすために主体的に行動することで、誰もが生きづらさを感じることなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 市民等 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- 二 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 三 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。

四 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持つており、かけがえのない尊い生命いのちの主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目指して取り組まなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第四条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

（市の責務）

第五条 市は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等及び事業者の人権意識の高揚に取り組むとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進しなければならない。

（市民等の役割）

第六条 市民等は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（人権教育及び人権啓発の推進）

第八条 市は、市民等及び事業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、様々な機会を通じて、人権教育及び人権啓発に取り組むものとする。

（指針の策定等）

第九条 市は、第五条に規定する市の責務を果たすため、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を推進するための指針（以下「推進指針」という。）を策定する

ものとする。

2 市は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。

(調査等)

第十条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に実施するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている宇部市人権教育・啓発推進指針は、第九条第一項の規定により策定された推進指針とみなす。

「説明」

人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を目的として、条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

宇部市人権尊重のまちづくり条例制定の件

1 背景（必要性）等

近年、インターネットの普及により SNS 上での誹謗中傷が深刻化してきていることや、また、新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、医療従事者や感染症罹患者へのいわれのない誹謗中傷や偏見も問題となったところです。

そのようなことから、個人の価値観が多様化し、社会情勢が変化する中であっても、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、誰もが生きづらさを感じることなく安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、市民等や事業者の人権意識の高揚を図り、憲法や人権に関する法律を踏まえて、オール宇部市として主体的に人権課題に取り組んでいくための条例が必要と考えたものです。

2 制定の目的

人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるまちの実現を目指すものです。また、令和 5 年 3 月に改定した「宇部市人権教育・啓発推進指針」との整合も図り、人権教育・啓発に関する諸施策を総合的、計画的に推進していきます。

3 条例案提出までの経緯

令和 6 年度 宇部市人権施策推進審議会において審議（計 4 回開催）

令和 7 年 3 月 1 2 日 同審議会から市長へ答申

令和 7 年 5 月 3 日～6 月 2 日 パブリックコメントの実施（結果については別紙 1）

令和 7 年 6 月 1 9 日 文教民生委員会へ同審議会の開催状況を報告

4 条例（案）について

別紙 2 のとおり、前文と全 11 条、附則の構成としています。

条文中、「障害者」の表記については、本市の条例や規則について、全て漢字表記としています。なお、パンフレット等を作成する場合、ひらがな表記とすることもできます。施行日は公布の日としています。

5 今後の取組

誰もが「自分ごと」として考えることができるよう人権尊重の理念を普及させ将来にわたって継続していくため、条例を施策の根幹とし、市民等や事業者と協働しながら、啓発活動の更なる充実を図るとともに、市民の安心への支援のため、関係機関との連携

による相談体制の充実も図っていきたいと考えています。

また、これまで実施してきた教育活動についても、より多くの市民の方に教育が行き渡り、人権意識の高揚と人権感覚が身に付くことにつながる活動となるよう見直すとともに、小・中学校においては、本条例の主旨をわかりやすく説明する資料を作成し、人権学習の際の一つの教材として活用する方向で、現在、検討しているところです。

「宇部市人権尊重のまちづくり条例」(案)に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

案件名	「宇部市人権尊重まちづくり条例」(案)について
募集期間	令和7年5月3日(土)から令和7年6月2日(月)まで
閲覧方法	【文書】 宇部市役所(1階 総合案内) 各ふれあいセンター 【電子】 宇部市ウェブサイト
提出方法	様式は自由。意見、氏名及び連絡先を記入し、持参、郵送、FAX、メールにて提出。

2 意見募集結果の概要

意見数(意見提出者数)		7 件 (7人)
方 法	持参	4 人
	郵送	0 人
	FAX	0 人
	メール	3 人

3 提出意見の内容と対応

【統括表】

対応区分	意見の考慮の結果	件数
ア	条例(案)にすでに反映されているもの	0 件
イ	条例(案)に意見を反映するもの	1 件
ウ	今後の参考意見とするもの	6 件

議案第88号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

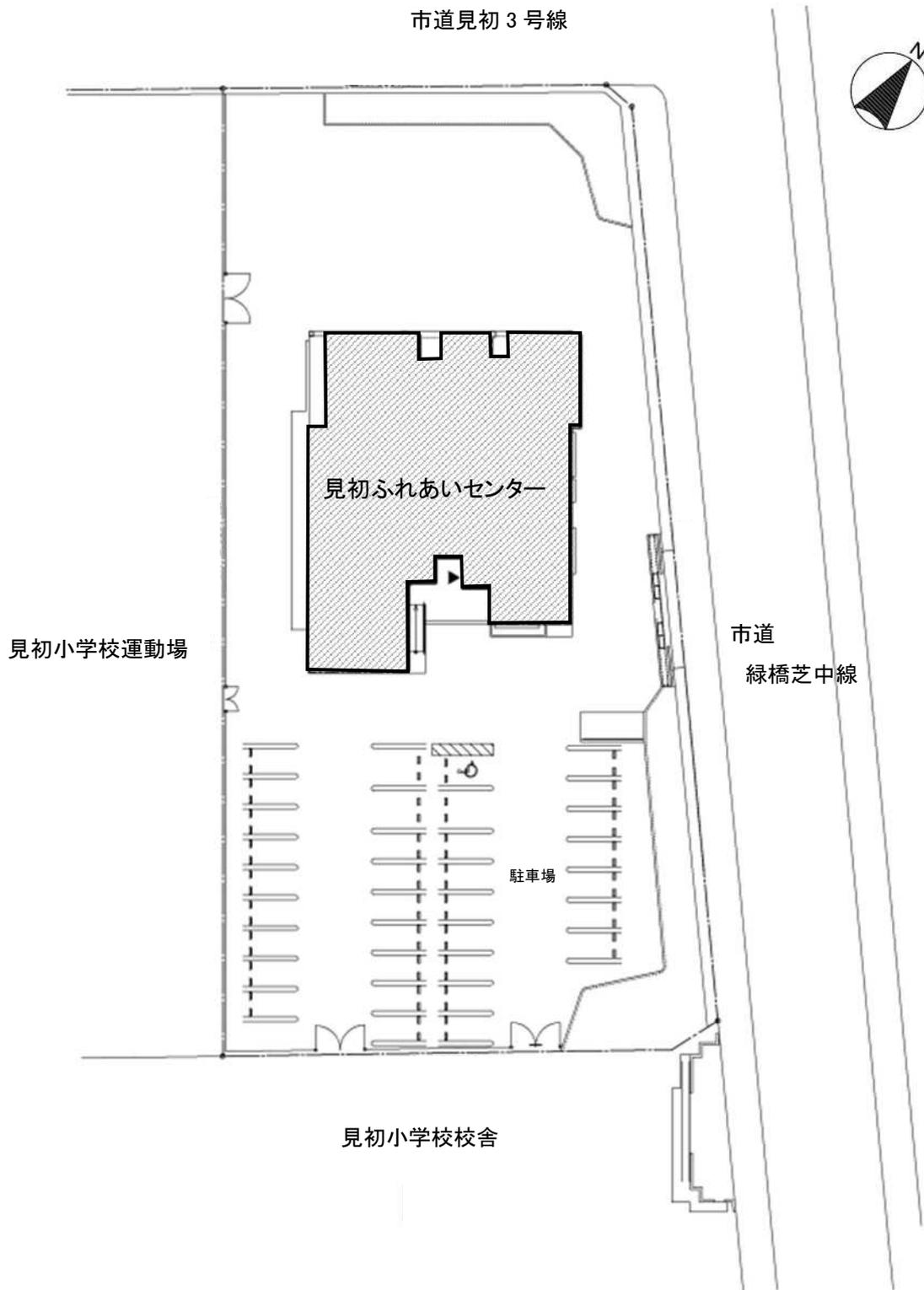
令和7年9月4日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工事名 | 見初ふれあいセンター新築（建築主体）工事 |
| 2 | 工事場所 | 宇部市松山町二丁目4番42号 |
| 3 | 請負金額 | 一金 235,617,800円也
(うち消費税額及び地方消費税額 21,419,800円) |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 工事の概要 | 鉄骨造平屋建て
延べ面積 499.10㎡ |
| 6 | 契約の相手方 | 宇部市西平原四丁目3番15号
不動建設株式会社
代表取締役 石田成嗣 |

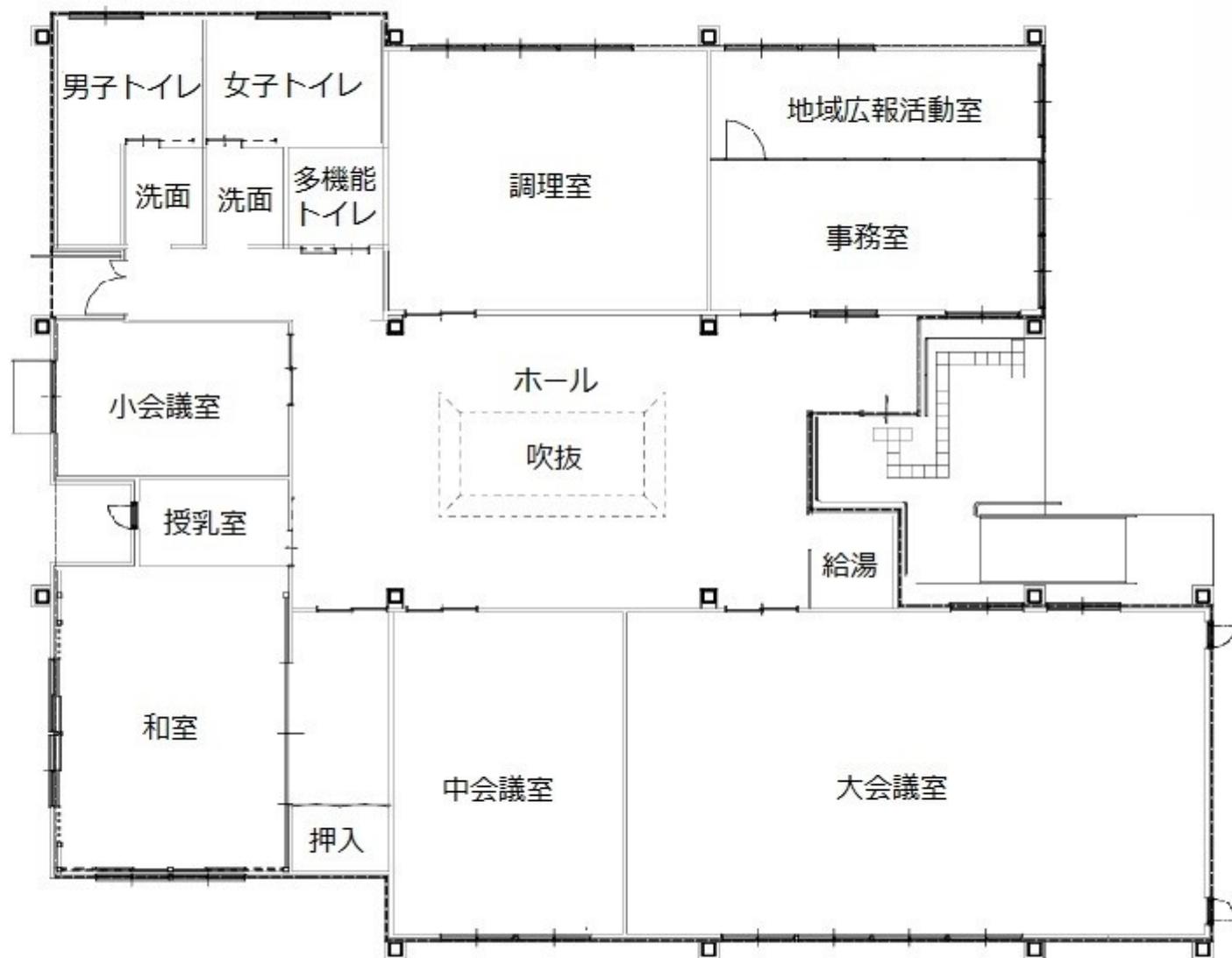
議案第 8 8 号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S = 1/400

議案第88号 説明資料



見初ふれあいセンター平面図

延べ面積 499.10㎡

議案第八十三号

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和七年九月四日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条―第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護

者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、宇部市暴力団排除条例(平成二十三年条例第十九号)第二条第一号に規定する暴力団と密接な関係を有する者及び同条第二号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

6 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに

対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理

論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽きんかんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営につい

ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- 七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階		区分		施設又は設備
二階	常用	避難用	常用	
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	施設又は設備
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、	2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 3 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	

	第四号及び第十号を満たすものとする。)
	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第二十二条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用して乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第二十三条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第二十四条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第二十五条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限

る。)

- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十三号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第二十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第三章 雑則

（電磁的記録）

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 83 号

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

1 目的

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の新設に伴い、国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）が示されたことから、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

2 事業概要

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる制度

こどもまんなか
こども家庭庁

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



(1) 実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

(2) 利用対象者

0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの未就園児

(3) 対象者の認定

居住する市町村による認定 ※利用者からの申請が必要

(4) 利用可能時間

こども 1 人あたり月 1 0 時間を上限

(5) 利用料

こども1人につき1時間300円程度（事業所が徴収）

(6) 認可基準

	項目	国が定める基準※1		市基準 (案)
		一般型※2	余裕活用型※3	
職員	資格	・保育士 ・その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者	各実施施設の基準に従う	国基準 のとおり
	配置基準	・0歳児おおむね3人につき1人以上 ・1・2歳児おおむね6人につき1人以上 ※半数以上は保育士とする。	各実施施設の基準に従う	
居室 設備 面積 基準	乳児室の面積	0・1歳児1人につき 1.65㎡	各実施施設の基準に従う	国基準 のとおり
	ほふく室の面積	0・1歳児1人につき 3.3㎡	各実施施設の基準に従う	
	保育室・遊戯室の面積	2歳児1人につき 1.98㎡	各実施施設の基準に従う	
	便所	設けること	各実施施設の基準に従う	
食事	食事提供を行う場合	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		国基準 のとおり

※1 国が定める基準：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

※2 一般型：保育所等の定員とは別に定員を設定し、児童を受け入れる場合

※3 余裕活用型：保育所等において定員に達していない場合に定員の範囲内で児童を受入れる場合

3 施行日

令和8年4月1日